

柏市と柏ファイットネス振興会との連携協働に関する協定書

(目的) この協定は、柏市（以下「甲」という。）と柏ファイットネススポーツ振興会（以下「乙」という。）が連携協働のものと、市民協力の運動を相互に実施する。

（連携協働事項）次の事項について連携協働する。

- 第 2 条 甲と乙の事業者との間で、以下の事業を実施する。
(1) 健康増進事業
(2) 健康維持・保育事業
(3) その他の事業

（経費）甲及び乙が運営協働するための経費の負担については、甲及び乙が協議のうえ、決定する。

（協議事項）連携協働の具体的な内容や方法及びその成績の利用条件等を協議する。
第 4 条 並びに、個人情報をもつた個人情報を保護する。

（期間）この協定書の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。
第 5 条 ただし、この協定書の有効期間満了日の1か月前までに、甲と乙は、この協定書の改定協議をする。

（その他）この協定書に定めるもののほか、連携協働に必要な事項については、両者が協議し決定する。

本協定の証として本協定書を2通作成し、署名の上、各自1通を保有する。

平成28年4月27日

甲 柏市柏五丁目10番1号
柏市
柏市長

乙 柏市豊四季156
柏ファイットネス振興会
会長

秋山浩保

片山忠